

西行の筆蹟資料の検討

—御物本円位仮名消息をめぐつて—

田村悦子

年たけて又こゆべしとおもひきや

命なりけりさやの中山

仏にはさくらの花をたてまつれ

わがのちの世を人とぶらはゞ

この歌は、私の好きな西行の歌である。自然な、卒直なゆたかな感情と、また、その反面、凜然とした歌の響の中からは、剛壯の士としての、西行の面影が偲ばれる絶唱ではないでしょうか。

後鳥羽院の仰せられるように、生得の歌人として、したしまれてきた天成の歌僧西行は、伝説化され、物語を生み、恰も靄の中に包まれてしまっている。しかし、西行をしのぶよすがとなろうものは、いまの私共の胸にもかよう、現実にたって詠じられた、その歌と、僅かな伝記と、その書からであろう。

西行（一一八一一九〇）の書といわれるものは、いまは実に、四・五十種にもあまる数になつていて¹。勿論、これらは同一人の筆つきでなく、筆写年代も院政期の頃から鎌倉期にも及んでおり、そ

の書風はおおよそは、一風あるものに依つて貫ぬかれてはいるが、多種多岐にわたつてゐる。そして又、特に小形の歌集に西行筆という伝称が多いと、西行が余りにも有名な遍歴の歌人であつたためであろう。こうして、西行の書と伝称仮託されているさまざまな筆蹟類をどの様に考え、整理したらよいであろうか。

大へん幸なことに、京都御所において、御物の円位仮名消息をみて頂く事ができたので、併せて、西行の筆蹟の根本となる資料を調べてみようと思う様になつた。

本稿では、先ず、その基礎資料の調査の報告にとどめて、書道そのものの考え方については又、他日にゆずりたい。

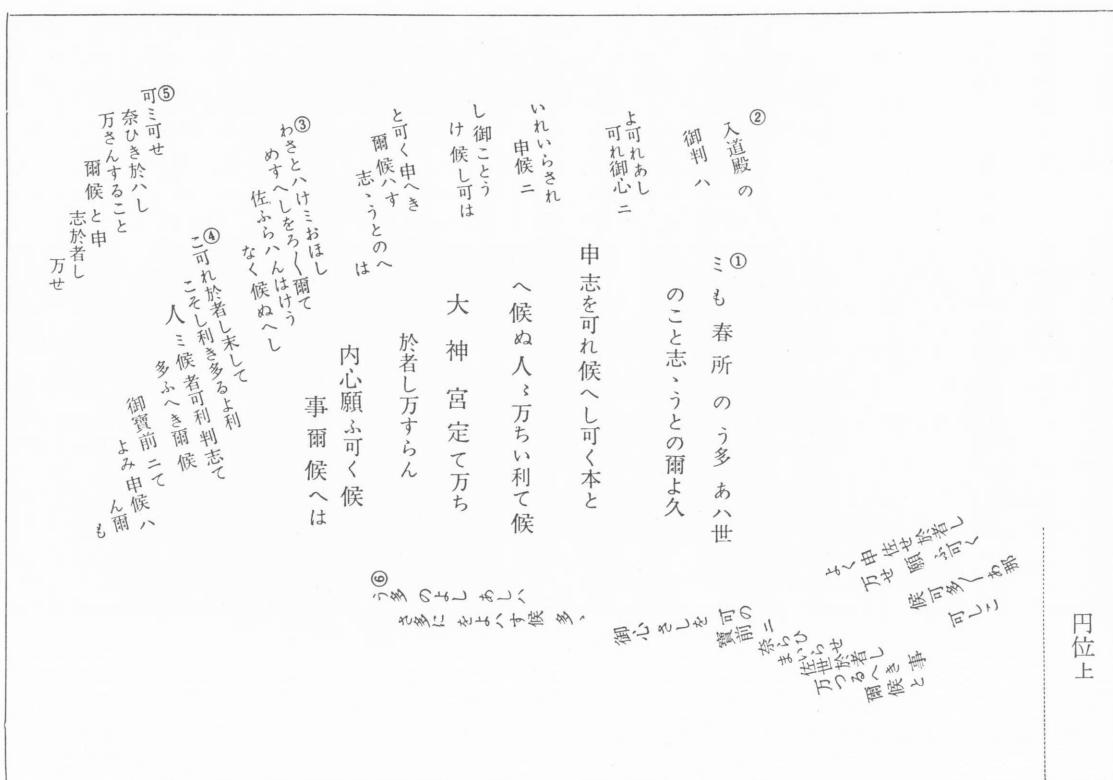
一

先年、京都御所で行われた御物曝涼の際に、私は、はからずも西行法師仮名消息一幅を拝見することができた。これまで、この手紙については殆んど世間にしられておらず、写真は勿論、内容につい

ての紹介発表もない。² ところでこの幅を一見した所、私には平安末鎌倉初期の書のおもかげをつたえているが、ただその筆線に弱い点がある様に感じられた。しかし大へん面白いものの様に思い、侍従職の近藤武幹氏に写真撮影方を御願いした処、氏の全くの御厚意によつて、翌年宮内庁の御許可をえて、私ののぞみを達する事が出来た。そして内容を調査すると、西行の文献の根本資料となるものであり、従つて国文学、ならびに書道史の方面にとつても未だかつて知られなかつた新資料となるものであることがわかつた。

御物円位仮名消息（図版①）は、幅仕立、料紙は杉原紙、紙内豎三〇糪、横四七・八糪。本紙右端下部に円位の署名があるところから円位仮名消息と伝えられているものである。本消息も当時一般の仮名消息の様に散らし書ではあるが、随分変つた書式のものである。判読し難い箇所もあるが一応次の様によんでみた。（挿図1参照）

御
物
圓
位
仮
名
消
息
（^合
<sup>程
経</sup>
^{ほど}
^待
^{（上段）}
ふかく候事に候へば、
れいらざれ申候にし御ことうけ候しかば、
どのへは、わざとほげみおぼしめすべし、
なく候ぬべし。これがおはしましてこそしりきたるより、人み候ばかり判
してたゞべきに候。御宝前にてよみ申候はんにも、
きおはしまさんすることに候と、申しおはしませ、
は、さたにをよばず候。たゞ御心ざしをかの宝前にならびまいらせさせお



挿図1 御物本円位仮名消息文

註：よみは番号順
原本漢字は大型の活字
ク その体は小型の漢字活字

はしまつるべき事に候と、よく申させおはしませ。願ふかく候。かたぐ
あなかしこ。

円位上

文意より、本消息の内容は、伊勢の太神宮に捧げられた、和歌史上西行自歌歌合として著名な御裳濯・宮河歌合に関するものであることがわかる。³

両歌合については、すでに国文学において調査研究⁴すみであり、それによると『西行が伊勢太神宮法楽のため、文治三年頃自作歌中より自選して、それぞれ三十六番の歌合に自から番つた御裳濯河歌合を内宮に、そしてまた、同じように外宮のためにも宮河歌合を自ら番つて、前者には俊成の、後者には定家の判を求めている。そして、俊成は間もなく加判したらしく、定家の方は廿代の若輩であつたため老大家の歌に容易に加判できず二年余もかかって、ようやく文治五年八月出来上つた』⁵ということになっている。

このことは、まことによく本消息の内容に符合している。文中にある「みもすそのうたあはせのこと」とは、西行の自歌歌合の御裳濯河歌合のこと、「侍従」とは定家、「入道殿の御判」とは俊成の加判をさし、本消息は、まさしく西行自歌歌合に関する資料となるものである。そして本消息は、この歌合についての、これ迄の国文学界の論述に、更に附加し、或はその意義を一層明らかにする所があつてまことに興味深い。

そこで、すこしく本消息の重点をあげてみると、文中、太神宮の宝前に誓願かけてのことある言葉は、俊成が御裳濯河歌合の判の

中で、「是はよの歌合の儀にあらざる由しひて示さるる趣云々」とある「よの歌合の儀云々」⁶という意味をこれ迄いわれている自歌歌合という特殊な形式、⁷という意の他に、この歌合は特別に神に誓願をかけてのことであるという、西行の真意義が明らかとなるものであろう。そして、当時歌人の間にも盛んになる和歌の神社奉納へのうごきをくみとる事もできよう。又、文面から定家の判を促しているものと考えられ、文中、「入道殿の御判はよかれあしかれ御心にいれいらざれ云々」とか、定家に對して「をろをろにてさぶらはんは興」⁸なしとかいう言葉を併せ考へれば、これは憶測ではあるが、定家が加判に二年もかかったといふことも彼が若年のため、という理由もあるが、加判に際し何か困つてゐる事情を察して、それに對して西行自身の心持をのべて激励してゐる言葉でもあるうか。終りに自分の心持として、並べて宝前に捧げたいといつてゐる。この事は、御裳濯河と宮河の両歌合を並べて、内宮・外宮に奉獻したい誓願の本心を述べたものと思われ、並べてという言葉こそ両歌合の成立発端の真意が述べられたものとしてまことに示唆深い。そして「みもすそ」というだけで、宮河歌合のことに関してのべてゐることが了解されるところをみれば、この両歌合はもともと一具一聯のものであったといふこともわかる。⁸

この様に、この消息には西行の自歌歌合の成立事情を更に判明できるものを含んでおり、国文学にとつても重要な資料となるものであらう。

以上、本消息は正しく内容上から西行の消息となり、署名「円位」は西行の法名「円位」と一致し、西行資料の根本的文献となるものである。

本消息は何時、誰にあてたものであろうか。宛先は断爛して未詳。⁹

日付はない。しかし乍ら、御裳濯・宮河の両自歌歌合の作成年次に当てはめ考えてみると、宮河歌合の定家跋に、「神風宮川の歌合、勝負ししつくべきよし侍りしことは、玉くしげふたとせあまりになりぬれど云々」¹⁰とあり、またこの歌合の出来上ったのは文治五年八月というから、本消息はともかく文治三年以降文治五年の間のものとなる。しかも西行は、文治五年、河内の弘川寺で病にかかり翌年二月歿している。

ところで、その病篤をきいて、定家が忿いで判を加えたことは、長秋詠藻・「贈定家卿文」¹¹によつて明らかで、この西行の「贈定家卿文」の中に、

「(上略)御裳濯宮河に急披露し候べしと、人もまちいりて候よし、度々申つかはし候、神の御めぐみうたがひおぼしめすべからず候、かならず急てしるしおはしまさんずる事にて候、先御神の御使として嬉と思ひ候はゞ、三返見候はぬ人に三度読ておろく聞候、猶ゆるぎ覚候へば、手づから頭をもたげ候て、やすむく一日に見はて候ぬ(下略)」

とあって、この文の中から察すると、病で臥せつてゐる西行の枕許に、判詞草稿の一部が届けられ、定家の批評の言葉について西行自身の意見を披歴し、そして再び歌合を定家に戻し早く勝負つける様

望んでいる事がわかるので、この「贈定家卿文」は宮河歌合の加判の成立に間近いものであろうと思われる。文中「人もまちいりて候よし」とか、神の御めぐみ云々とか、御物本消息の文章とまことによく似ている所があつて興味深く、御物本消息もこのようない度々」の催促状の一つにあたるものであろう。

すると、御物本消息は俊成の加判のなつたことを定家に伝え、定家の判を促しているのであるから、「贈定家卿文」よりは前のものといえよう。

ともかくその年次決定は、俊成の加判時期より定家の加判までの間となるが、俊成加判の時期については文献的にいまだ、不明であるから、歌合成立期間の文治三年乃至は同・五年の間とするより他なく、西行七十歳と七十二歳の間の手紙となろう。

本消息は、明治初年、近衛忠熙公から宮中に献上されたもので、近衛家伝来品である。予楽院槐記¹²によると、

享保十年(一七二五)乙巳十二月五日の条に、

御掛物、

西行ノ文、此者近衛家ニテ、名高キ一軸ナリトゾ、昔三邀院ノ御トキハ御裳川ノ茶トテ、毎度アリシナリ、大猷院ノ設ニモ、カカリシトナリ、コレヲミモスソノ百首トテ、西行百首ヲヨミテ、太神宮ヘ奉納ノ志アリシヲ、俊成卿ヘ判ヲ請ハレシニ、果ザリシカバ、西行ヨリ俊成ヘ、セガミニヤラレシ文ナリ、例ノ如ク、イガミスジリテ、ヨミカヌル文字アリシヲ、昔シ松花堂ヘ云付ヲカレテ、書セオカレタル一紙ヲ、別ニ掛物箱ニ入レオカレシナリ、又此文ヲ、応仁ノ乱ニ、冷泉家ヨリ盗ミ出シテ、所持セラレシ由緒ノ一巻アリ、コレハ奈良ノ方光院ノ教悔ト云人カカレシトナリ、コレモ又ヨホトノ人トミエタリ〇表具ハ、オリベヘ仰付ラレテ、一文字青地ノ金紗、中白地ノ金紗、上下紺地ノ

とあり、又、

享保十八年（一七三三）癸丑四月九日の条に、

御掛物、西行、御裳裾川ノ百首ヲ、俊成ト定家ヘ、評ヲ請レタル処ノ文也、由来アリテ、御家ニテノ重器ナリ、松花堂ノウツシ一紙、三井寺ノ僧チンカイ云人、持伝タル由ノ由来並ニ歌アリ、管ノ書付応山公ノ御染筆、

○今日ノ才茶ハ、（中略）サテ御裳裾川ノ御掛物ハ、稀有ノモノニテ特ニ名

高ク、御家ニテサヘ御重宝ノ器也、……」

とあって、本消息が予楽院（家熙）のお茶会に用いられていることが知られる。又、その添え書によると、応仁の乱の前には、冷泉家にあつたものであるという伝来が述れる。そして、すでに三藐院（信尹）の時には近衛家に入つており、表具は織部、管書は応山公（信尋）という事がしられる。又、家光のお茶会にもつかわれているということもわかる。

なお、未刊の陽明文庫蔵の古記録を調べられた斎藤弘山氏によると、「御茶湯之記」¹⁴に享保十年十月八日、十一月十一日、十二月五日・七日・十一日・十三日のお茶会の掛物にこの消息を用いたことが記されており、又、享保十九年（一七三四）の奥書のある「御道具目録」¹⁵とか、予楽院自筆の「札帯」¹⁶の掛物にも本消息の名がみえているという。そして「基熙公記」の延宝三年（一六七五）十一月二十五日の条に、

「一 本源自性院殿（信尋）以来之物焼失色目不違記雖然累代所持之定家

との記載あることも御教えたいた。この様に、本消息は近衛家では重器として使われ名声あつたものである。そして予楽院の時は、この書をもって西行かな書ときめていたこともわかる。

二

いま迄、先学によつて西行の確実なる筆蹟として認められているものは、高野山の宝簡集所収円位書状と、一品経和歌懷紙中の円位懷紙との二点のみであり、更に、ここに御物の円位消息の一点を加えられた事になる。なお、この高野山の円位書状と一品経和歌懷紙の円位懷紙については、これまでいわれる所によると、前者は西行六〇歳、或は六十三歳、後者は六十二歳・六十六歳の間の筆とされている。

ところで、この様にみとめられている西行の真蹟と、新出の西行七十歳・七十二歳の間となる御物消息の書風とを比較すると、その間には、同一人の筆蹟と、私にはたやすく納得できない所がみえる。では、高野山の円位の書状と、懷紙の円位の書は、といふと—これ迄の説によると、或は同年頃かとなる—これもまた同一人の筆とするには少し考慮を要する様に感じられる。私のこの疑問とひとしく、先学もこの二者の間ににおいて、書風の違いのある事は認めておられ、それは書状をかくときと、歌を書くときとの相違であろう

とされている。

ところが、このうちの高野山の円位書状については、昭和のはじめ東大、史料編纂所において、古文書時代鑑編纂の際、西行筆蹟として採用することを取りやめたことがあるから、よく調べてみるとうにと高柳光寿先生からの御示教もあったので、私は西行の書をしるために精査しなければと思った。そうした所、この円位の書状と懷紙の年代想定についても、少しこれまでと違った結果が出たので、世間周知のものではあるが、ここに書き記してみよう。

三

叙述の都合上、まず「一品経和歌懷紙」¹⁷の「円位」から検討してみよう。この円位懷紙（図版IV）を紹介すると、次の如き詠草である。

『

円位

薬草喻品

ふたつなくみつなきのりの
あめなれどいつゝのうるひあまね
かりけり
わたつうみのふかきちかひにたの
みあればかのきしへにも
わたらざらめや

』

本懷紙一幅は、京都上田堀一郎氏蔵。本紙約豎二七粋、横四七粋。

そして、本紙の端と奥、天と地に近く二対のとぢ穴のあとがみえる。又、紙背に文字あり、その文字は削りとられた様で、文面は鮮明でない。この円位懷紙は「一品経和歌懷紙」の中の一葉である。

この「一品経和歌懷紙」とは、二首和歌懷紙で、それぞれの一首

は法華經二十八品の各品の心を詠じた歌である所から、この様に名付けられている。なお、他の一首は述懷という題である。これは十四葉あるが、予樂院風の装幀によつて一帖につくられている（竪四四・七粋、幅六〇・五粋）。この帖はもと興福寺一乘院に伝えられ、その一乘院の水谷川家より出て、明治二十七年京都の福井貞憲氏蔵となり、現在は上田氏蔵となつてゐる。上田氏はこの帖十四葉中より円位懷紙の一葉を取り出して別に幅仕立とされてゐるものである。円位と同座の他の十三葉の懷紙の人の名は、刑部卿頼輔、内藏頭季能、法橋兼覚、沙弥寂念、師光、寂蓮、河内守隆親、法橋宗円、前周防守藤原朝臣能盛、沙門勝命、重保、覺綱、散位惟宗広言である（なお、内閣文庫に、この十四葉の江戸期の写本もある）。

しかし、近年この他に、法華經信解品と述懷とを題とした、少納言有家の二首和歌懷紙が見出された。この有家の懷紙は形式の上から見て、まさしく一品経和歌懷紙の一葉と考えられるので、先きの十四葉に更に一葉加えられた事となる。もとの枚数は法華經二十八品二十八葉であったであろうが、現在は一帖二幅計十五葉となる。

これらの懷紙の寸法は、円位懷紙と大体同じである。しかし、各懷紙の端作の書き方、題名、筆者名、位署、歌の書式等、その書写

形式については各自の間に多少の相違が見られる。¹⁸ 中でも薬草喻品を受持った円位懷紙には述懐の題も加えられておらず、書き出しも異り、一番簡略な形となっている。

さて、この「一品経和歌懷紙」とは何時のものであろうか。これについては、同座の中の人の

藤原頼輔の刑部卿

嘉応^(一七八)十二、卅一 元暦^(一八五)二、六、十（公卿補任）

藤原季能の内蔵頭

治承^(一七九)三、十二、十六一 寿永^(一八三)二、四、九（同）

藤原有家の少納言

治承^(一七八)正、廿八一 元暦^(一八四)元、十二、廿（同）

藤原隆親の河内守

治承^(一八〇)十二、廿一（山槐記）

の官職に就いていた年月よりきめると、右記によつて、その年次の

上限は、隆親の治承四年（一一八〇）十二月廿一日、下限は季能の寿

永二年（一一八三）四月九日となり、この間におけるものとなる。し

かし乍ら、この懷紙の頼輔の述懐の歌が先学の指適されている様に

頼輔集にのつており、この集の成立年次は寿永元年（一一八二）六月

廿八日となつてゐるので、その下限は更にここにせばめられる。し

かも又、この集の歌の排列順序は年代を追つてゐるといわれてお

り、その説に従えば、頼輔の述懐の歌は、治承四年十一月福原遷御

の時の歌と、養和二年四月十三日頼輔從三位になつた時の歌との間

にあるといふ。それ故、これらの史料を総合すると、この「一品経

和歌懷紙」の筆写年次は治承四年（一一八〇）十二月廿一日より養和

二年（一一八二）四月十三日までの間となる。

ところで、本懷紙はこれ迄何人かの追善供養のために詠じ、集め

られたもので、それを継いで巻物とし、紙背を利用して供養のため更に経を書写したものであるとされている。私は所蔵者上田氏のもとで、この「一品経和歌懷紙」の江戸期の白字法帖一帖を見せていただいたが、その跋に、寛政七年、橘経亮の拜見記があり、それに「一乘法宮御懷紙拜見經裏」と見えている。そして、この懷紙は一名、經裏懷紙とも呼ばれている。²¹ しかし、私はこの通説に對して疑問を持つてゐる。それは、現在大方の懷紙の紙背文字をみると、表装の際にけずりとられた為に、今は判読しにくく、内容も詳にできないため、明言はさし控えたいが、一行の字数もととのつていず、行十七字詰という仕來りを持つ写経とは見えない。そして、かすか乍らみえるその文字は聖教の一次第か何か一を写したと思われる節があり、その紙背の経といわれているものが、追善供養にふさわしい仏典という事は疑わしい様である。²²

そして又、現在の帖づくりのまえは、巻物であつたといわれているが、これもはつきりしない。それは仔細に見ると、各々の懷紙の中央に折目があり、²³ その中央折目より、料紙の端と奥に向つて左右相対に約廿三糞程の箇所にとぢ穴のあとがみえる。そして、その穴の跡は料紙の端と奥、天と地に近く、二つずつ上下一対となつて、その上部の穴の部分と下部の穴の部分との間隔約十三糞、そして、この一对のとぢ穴の間隔は約二糞程で、つまり都合一紙に計四対のとぢ穴のあとが見えるので、何時の頃かは冊子本の料紙であったと考えられる。尚、それぞれの料紙の汚れ、及び破損の状態が中央の

折目上部をもととして、左右に拡がっている様子や、その紙背の文字が料紙の端と奥・上下のとぢ穴の内部に限られている点等から、本懷紙はもと料紙を袋とぢにして、先述の規格にそつた冊子本として伝えられていたように考えられる。

以上の点から、このもとの形を考えてみると、はじめに一品経和歌懷紙が集められていたものを、何時の頃にかこれが反故として、裏がえされ、袋とぢ冊子本となり、聖教の何かを書写して伝えられていたものを、とぢをほどき再び懷紙の文面を表にして、帖作りに装幀されたものであろう。²⁶それで、経裏懷紙とはいひ難いし、もと巻子本という事もよくわからない。そして紙背が供養の経ということも不明である。

つぎに、この「一品経和歌懷紙」の成立事情として現在のところ、この懷紙の中、頼輔の述懐の歌が頼輔集におさめられているが、その歌の詞書に、「法性寺会 述懐」とあることから推測して、治承四年秋頃歿した法性寺関白（忠通）の歌道・入木道の師といわれる藤原教長（頼輔の兄）の冥福を祈るためのものかとされている。

ところで、法華經二十八品の心を以って、供養のために詠じられている例は勿論古くからあるが、或は又、單なる歌題として、詠じられているにすぎない事もある。凡そ、この懷紙は何か仏事に關係していようとは想像もされるが、それをもって直ちに特定の個人の追善供養にのみあてて考えることは如何なものであろうか。それに現存懷紙の各人の詠じた述懐の歌を詠むと、特定の個人を偲び、或

は悼んでいる様に思えない。

述懐という語が、歌の面で、題詠として親しまれて来たということは和漢朗詠集にもみられ、これが最も流行したのは俊成の頃であり、歌合では大治よりみられる歌題であるという。²⁸

述懐という言葉は、普通自己の所懐をのべるとか、或は自分の愚痴をこぼすという様なことに近い意味に用いられているのが常途であるというと、この一品経和歌懷紙の述懐の歌も、常行の意にあたるものとまず考えるべきであろう。西行山家集の述懐十首をみても西行が自分の身のすぎこし方をかえりみたにすぎない秀歌で個人追善の歌は入っていない。本懷紙の歌も、追善の歌ならばもう少しその人をしのぶ様にとも思われ、この「述懐」という歌題も、この場合は単なる所懐をのべる題詠と考えられるものではないであろうか。²⁹そして、故人をしのぶ歌には懷旧という別の歌題のあるということも反証の一つとなろうか。³⁰

これらのことと併せ考えると、ともかく、法華經二十八品を詠じてあることから仏事に關係した何かの折のものかもしれないが、ある特定の個人を対象として集まつた歌会、又はその追悼の法会とぎめてしまふわけにもゆかないであろう。この「一品経和歌懷紙」の法華經各品と述懐という二首和歌は、個人を追善したのではなく、仏像を奉獻したとか、御經を誦したとかいった時のものにもあたるものと考えることができよう。

そして又、「法性寺会」ということで、仮りに法性寺に關係のあ

るにかかと考へても、教長には限らず、いくらも他の人にあてて考へられよう。例えば法性寺において行われた法会であるとか、もしくは法性寺殿に關係する法会で、その家にもっとちかしい誰かのためのものであるかと想像することもできるのではなかろうか。

ちなみに、現在この懷紙の遺品からその伝来を追想してみると、一乘院において帖づくり一帖となつたものの外の一葉の少納言有家の懷紙は、忠通の子兼実を流祖とする九条家に伝來したということは、或は何らかその間の事情を示唆するものと考えられよう。

いずれにしても、本懷紙の成立事情については、想像にとどまつて、根本資料に出会はないので未詳とする他ない。³³

ところで、この「一品經和歌懷紙」の中の円位懷紙を西行にあてている理由は何であろうか。³⁴

この「円位」を西行なりとするには、「一品經和歌懷紙」の全体の成立がよくわかつていないうえに、この「円位」の歌は現伝西行歌集に伝えられていないので、これらの面から西行であるという積極的な肯定は得られない。

しかし、この和歌懷紙三十首の歌の中で、他の歌の集に伝えられているのは、頼輔と季能の授記品の歌と、覚綱の述懷の歌の僅か三首のみであるから、円位の歌が、西行の歌集その他にみえていないからといって、西行でないと否定する事も勿論できない。

では、本懷紙の「円位」は西行でないか、というと、懷紙の十五人のメンバーを見ると、覚綱をのぞいては全部勅撰集の作者であ

る。西行も又同じ様に、勅撰集の作者であるから、これらのメンバーの一人として、西行がこの様な歌の集りに加わっている事もふさわしくないとはいえない。勿論、考慮を要する一面もあるのであるが、一応、友人關係から考へて、西行が加わっていてもおかしくない考へるのが常識であろうし、この様な歌人で、當時西行でない同名異人の「円位」がいたという資料もないとする、文献上の傍証はあげられないが、この円位懷紙の「円位」を西行の法名として考へるのが穩当ということになろう。すると西行、六十三歳十二月末より六十五歳およそ春迄のこととなる。

四

つぎに、高野山金剛峯寺蔵円位書状（図版Ⅴ）について記してみよう。

本書状は、古くは史徵墨宝³⁹に収められ、「西行法師筆」とあり、又、大日本古文書の高野山文書（宝簡集卷二十三⁴⁰）には僧円位書状と題して、頭註に「西行法師ノ消息」といひ、大日本史料第四編之三、建久元年二月十六日「僧西行寂ス」の条に、「西行書状」と題してこの図版を挿入してある。なお、又黒板勝美氏の更訂国史の研究にも⁴¹本書状を載せられ、之に拠ると、世に西行の書と伝えられるものは、大抵別人の筆であるとされ、これまでの国史家によつて西行といえば、本書状が紹介されている。

本書状の内容は次の如きものである。素紙豎三〇・二糪、長さ八

七・四種。

日前宮事。自_リ入道殿_ニ頭中將_ノ
許_ニ如_ク此_ノ遣_セ仰_ス了。返_ス神妙_ニ
候。頭中將御返事書うつして
令_メ進_セ候。入道殿安芸一宮

より御下向之後。可_レ進_ス之由。沙汰
人申候へバ。本をば留候了。沙汰

彼役他庄ニハふき被_レ切べき
よし。以外沙汰候歟。是

大師明神令_ニ相構_フ御事候

歎。入道殿御料ニ百万

反尊勝ダラニ一山ニ可_レ令_ス

誦御_セ。何事又_ク申候べし。

蓮華乗院柱絵_フ沙汰。能_ク可_レ

候。住_レ京聊存事候て。干_レ今

御山へ遅_ク仕候也。能_ク可_レ御

祈請候_フ。長日談義能_ク

可_レ被_レ入_ニ御心_ニ候也。謹言。

三月十五日

円位

本書状は、紀伊国一宮の日前宮の事に関して、入道殿から頭中将のもとに下された意向を、頭中将が高野山方に伝えた返事、その返事の写しを円位が高野に送った時に添えた書状（すなわち添状）である。

藏人頭（中将）在職年表

年	人名	在職年	備考（近衛中将ノコト）
嘉応2(1170) 承安	藤原実宗 頭中將	嘉応2.12.30 藏人頭 ↓ 安元2.12.5 任参議（中将如元）	応保元.10.19 任右中将
安元2(1176)	藤原定能 頭中將	安元2.12.5 藏人頭（中将如元） ↓ 治承3.正.19 任参議（中将如元）	嘉応3.正.18 左中将
治承3(1179)	源通親 頭中將	治承3.正.19 藏人頭 ↓ 治承4.正.28 任参議	嘉応3.正.18 転右近権中将
治承4(1180)	平重衡 頭	治承4.正.28 藏人頭 ↓ 治承5.5.26 非参議・還任左近権中将	治承3.正.19 任左近権中将 治承3.12.14 辞左近権中将
治承5(1181) (養和元)	平維盛 頭中將	治承5.6.10 転任権中将 藏人頭 ↓ 養和元.12.4 非参議（中将如元）	

(公卿補任・職事補任ニヨル)

前半は日前宮の課役に関するもの、後半は、入道殿の御料にて尊勝陀羅尼を誦するよう伝言し、併せて、蓮華乗院の柱絵の事に言ひ及んでいる。三月十五日付、円位の署名がある。

本書状の年代推定については、これ迄二説あり、史徵墨宝では治承元年（一一七七）西行六十歳、入道は清盛、頭中将は樋口定能とし、大日本古文書、国史の研究等では治承四年、西行六十四歳、入道清盛、頭中将には樋口定能、或は源通親をあて、現在では大むね治承四年説が定説となっている。

ところで、まず私がこの書状の年代推定に疑いをさしはさんだ理由は、治承四年三月には、公卿補任および職事補任によると、文中にあらわれている頭中将が欠けているからである。

前頁下図に示した様に、治承四年三月には、さきに推定された樋口定能、源通親は共に頭中将でない事は明らかである。治承四年三月における藏人頭は、平重衡と藤原経房であるが経房は頭弁の方で、重衡は、前年十二月中将を辞し、治承五年五月になつて左中将に還任されているが、その時には非参議となつて藏人頭を去つてゐるから、重衡は頭中将である時がない。⁴²

通親が参議となつた治承四年正月二十八日より、平維盛が頭中将となつた治承五年六月十日までの間は、頭中将にあたる人がいないとなると、この書状の治承四年説はまず成立し難いことになる。

なお、この年三月は、通親頭中将をやめて間もない時であるから、或は前からのくせで「頭中将」と呼ばれていることはないかと

諸書にあたつてみたがそのような例は見当らなかつた。⁴³

では、この文書は何年のものであろうか。

ところで、文中、「入道殿安芸一宮云々」⁴⁴と見えている。この「入道殿」は、諸点より考えて、平清盛であることは自明と思われる。すると、清盛が入道したのは仁安二年二月（一一六八）、薨じたのは養和元年二月（一一八一）である。この間において、まず本書状の下限を求めるとき、前述の頭中将の有無と併せ、治承三年（一一七九）以前のものとなる。

つぎに、文中、「蓮華乗院柱絵ノ沙汰、能ニ可候」ということがみえている。蓮華乗院については、高野山文書にいろいろ残っているが、承安五年（安元元年）六月の前斎院（五辻斎院）⁴⁵ 庁の下文に、

「右件御堂為故鳥羽院御菩提所令建立御也」

とあり、又、建久五年四月の前斎院⁴⁶ 庁寄進状には、

「右件堂宇者、安元之比、故禪定大夫人所令草創也」

とあるので、これによつて蓮華乗院の建立の事情と、その年次の推定がほぼつくものである。又、この前斎院⁴⁷ 庁下文とか、その御寄文、又前斎院の母の春日局の消息等によると、蓮華乗院のために前斎院が御領の南部庄の田を寄進されたということがわかり、それもこの安元の頃である。⁴⁸

そして、本書状には、この蓮華乗院の柱絵の事を依頼している。寺院建築のことを考えると、柱絵は密教寺院中の莊嚴の一環と考えられ、福山敏男博士より、柱絵は初めから画かれるもので、そして

寺院落慶供養の際には、仏師・絵仏師とともに褒賞に預るのが一般の例であつて、あとから追加されるとは考えられないと御示教いたので、この「柱絵沙汰能可候」とあることは、御堂の創建当初に関するものと考えるのが妥当であろう。先きの文書によつて承安五年六月の頃には、蓮華乗院は一応の規模はととのえられていたと考えられるから、随つて、この柱絵の事も同院の建立に余り隔らない年代のこととなり、本書状の上限は、同院建立の時期すなわち、承安・安元の頃に属するものとなろう。

つぎに又、書状に「入道殿安芸一宮より御下向之後可進之由云々」と見えてゐる。清盛入道が三月に厳島に詣でているのを文献にもとめると、承安四年三月と治承四年三月との二回がある。治承四年は頭中将のことと本書状の年代推定よりはずれるから除くと、承安四年のみとなる。この年、三月十六日に後白河法皇は建春門院と摂津福原の清盛の別業に、ついで厳島に御幸あり、清盛も扈從している。⁴⁹そこで本書状の年代を、この承安四年の清盛の厳島参詣にあわせると、蓮華乗院の柱絵のことも、同院の建立に余り隔らない頃の、この年にあてることが可能であろうと思う。なお、承安四年三月十五日ならば、頭中将は藤原実宗になる。⁵⁰

ちなみに、日前宮のことであるが、本書状の内容に、日前宮の造営の課役については、高野山領は入道殿より他に切られ、思いの外の事、それはひとえに大師明神のおかげといつてゐるから、高野山領は何か課役が免除になるらしいことが判る。日前宮の事に関して

は、高野山文書の寛元四年の金剛峯寺調度目録によると、寛元の頃には、日前宮の課役に関する当時の文書としては宣言案文五通⁵²を残すのみで、これらの史料、及びその他の日前国懸神宮文書・壬生家文書等の日前宮に關する残存資料を併せ考へても、結局、本書状の年次を定めることはできない。

すると、本書状の年代推定は、入道清盛の厳島参詣のことと、頭中将の在職期間のことと、蓮華乗院のことよりきめる他なく、其等の点より円位書状は、承安四年三月十五日のものとなろう。

そこで、ひとつ、治承元年説について、その説の拠り所を史徵墨宝にみると、柱絵の沙汰の事を、高野春秋・紀伊続風土記⁵³等による、治承元年三月、円位が蓮華乗院を壇上に曳き移したという蓮華乗院移建の際に関連させてゐるのであるが、この移建のことの拠り所が確実でなく、又、柱絵の事が移建の時ときめられないし、治承元年三月には清盛嚴島行の記録がないから、この説はさしおく他ない。

さて、本書状の署名「円位」は西行であろうか。これまで西行と認めていたのは、歌集詞書にある通り、西行が高野にいたことがあることと、その法名によってのみ當てられたものであろうが、西行であるべき理由を更に深く考えてみよう。

この「円位」とは高野において如何なる立場の人であろうか。本書状の文面より察すると、京都に出で、日前宮の課役免除の交渉を

したり、清盛の御料にて高野山一山をあげて、尊勝陀羅尼をあげよと伝言したり、蓮華乗院の事や、長日談義の事に及び、相当な有力者の様にはみられるが、歌人西行を示唆するような内容はみられない。

ところで、高野山宝簡集に、蓮華乗院に莊園を寄進することに関した、安元三年六月の「春日局消息」⁵⁶がある。これによると、五辻斎院が蓮華乗院に南部の新庄御庄を寄進された際に、「大本ばうのひじりの御ばう」という方が、それに就いての定文をつくっており、「大本ばうのひじりの、おほせられをきたらん定にたがはず云々」とその定文に、未代までも遵うようにといわれている程の重要な力があつた人であることがわかる。応永の頃、この同じ「春日局消息」⁵⁷をうつしたものがあつて、それに当時の宥快が「大本房の聖とあるは西行なり、円位大本房といふなり」と説明を付している。つまり円位は大本房であるという。しかし宥快は、これを論証する資料はあげていない。

かえりみると、西行は源平盛衰記卷八、讃岐院事の段に、「出家人道して西行法師といひけるが、大法房円意と改名して、去仁安二年の冬の頃、諸国修行しけるが」⁵⁸とあって、西行の号を大法房円意としている。又、尊卑分脈^{(新訂)国史大系本}には、「法名円位、号大寶坊^{〔ま房〕}、又号西行」と伝えている。

当時の国語において、撥音「ン」がウ音便にて「ウ」と相通じかよわしていることは、珍らしいことではないから、例えば、反故^{ボンゴ}→反故^{ムボン}・無品^{ムボウ}→無品^{ムボウ}の様に「ポン」と「ホウ」とは音便による転化とし

て、大本房と大寶房とを結びつけても、そう無理ではなかろうと、太田晶二郎先生より御示教いただいた。

ところで、本書状の「円位」と、春日局消息にみえる「大本ばうのひじりの御ばう」とは、この二つの手紙の文面からだけでは、即同人ということはわからない。しかし、本書状の「円位」は、蓮華乗院の柱絵の沙汰について、何か指図したりして、同院の建立については、相当の関係あるものとみられる。してみるとこの「円位」を、春日局消息によると、蓮華乗院に寄進された莊園の定文をつくつていて、これ又、同院にやはり深い関係のある「大本ばう」とは一面相通ずることとなり、そして、この「大本ばう」が、源平盛衰記・尊卑分脈にしるされている円位の号・「大寶房」と音便によつて相通ずるとなると、本書状の「円位」を西行にあてる公算が大となろう。

なお、寛元四年(一二四六)の金剛峯寺調度文書目録⁵⁹によると、

当時、円位消息一通と、大本房消息一通ありとの記載がある。それが、嘉元三年(一二三〇五)の目録になると、大本房消息はあるが円位消息の記載はない。現在は円位消息は存在しているが、大本房消息はない。嘉元の折の目録には通数の記載がないので、確かな比較の対象というわけにもいかないが、寛元の時の目録には、円位と大本房消息が別々に一通ずつあつたことが確実であるとすると、この点から「円位」と「大本房」は別人なりという説も成り立つし、或は先述したように、「円位」と「大本房」が同人という公算にたつてい

挿図2

兵範記紙背仮名消息（仁平二年正月巻）
京都大学附属図書館蔵

えば、嘉元の目録はこれにそつたもので、「円位」を「大本房」に含めて記したのかもしれない。何れにしても、この目録の点からは、両目録相互に、他の文献に関する記載の有無があるので、「大本房」と「円位」は同人か別人か、どちらとも決めることができない。

尚、蓮華乗院を鳥羽上皇の御為に建立されたという前斎院（五辻斎院）頌子⁶¹の、母の春日局は徳大寺実能の養女である。一方、西行は初めは徳大寺実能に仕え、又、鳥羽院の北面の武士として奉仕している。⁶²この様な縁故によつて、西行が蓮華乗院に関係したというふうに考えられようか。

以上、のべきたつた様々の理由によつて、本書状の「円位」を西行とする公算はますます大きくなり、すると承安四年（一一七四）三月十五日西行五十七歳の筆となろうか。

五

以上によつて、内容についての調査をすませたから、次にその資料の形式の面について考えてみよう。

高野山の円位書状は、当時の書状形式として問題はなく、また円位懷紙も一品経和歌懷紙の中の一葉としてこれも問題ないであらう。ところで、新出の御物本消息の方は少しく問題となる面があるので、この点について検討してみよう。

まず、その一は、書式の形式が変則的でみだれていて、仮名消息

としても例がないといわれている事である。具体的にその点を述べてみると、(1)書き出し—料紙の右三分の一以上が空白として残され、書き初めが普通の例より中央に寄りすぎている。(2)返し書のみだれ—返し書が、右空白下段より始る普通の例と違つて、右の空白を用いず、本文の書き初め第一行の上辺より初まり、本文上辺にそつて左下隅に至り、重ねて更に、

左上隅につづき、

本文とあわせて、

恰も丁度三段構え

の様になり、その

後返し書は転じ

て、本文の下辺に

横にかかれ本文と

行字の方向が一変

している。(3) 料

紙の余白のあり場

所—普通の書状の

例は、料紙の末尾

すなわち奥に日

付、署名、充所が

入つて余白があ

る。仮名消息で

は、日付、充所、

差出書がないのが

通例とされるが、

料紙の奥には余白

がある。それが本

挿図4 三位局消息

和歌山 金剛峯寺藏

消息では奥一パイに

書かれ、余白はかえ

つて、料紙首部にあ

つて本文下辺に横に

方向を変えて書かれ

た返し書は、本紙右

辺の空白の部に入っ

ている点等である。

本消息は、この様

に非常にみだれたも

のではあるが、しか

し例えば、兵範記に

ある仁平の紙背仮名

消息(挿図2・3)⁶⁴

か、高野山文書の三

位局消息(挿図4)⁶⁵

どの様な例もあり、本消息ほどのみだれ書きは他にみられないとい
うだけで、甚しい一例として考えてみたらいかがであらうか。

ところで、本消息は、右端紙背に切封がみえるので、切封の手紙
である事がわかる。すると、これは手紙の字面を上にして、料紙を
左から内に巻き、切封にして、その上書きに充所と差出書を書いた

挿図3 兵範記紙背仮名消息(仁平二年三月卷) 京都大学附属図書館蔵

挿図5 御物本円位仮名消息 切封

にして貼りつけるものである。しかし、この消息の場合は、思うのに、充所の部分が断爛していたので、裏返しても幅装として恰好がつかない。そこで残っていた差出書を裏返しにして、本紙を切り込んで貼ったので、この様な普通の形とちがうはめこんだ形となつたものであろう⁶⁶。

ところで、古文書学では、手紙や文書の送達には礼紙がついているというが、この消息は一枚の切封消息である。しかし、古文書学で、平安末切封書状の実物が余りない様であるので、必ずしも礼紙がつくものと断定できないとすると、親しい人に渡す場合とか、何かの都合の時には特別の仕方ということも考えられて、本消息の様な例のものもあつてもゆるされはしまいか。しかし、例にはずれているという立場をとる事によって、本消息を「うつし」、或は偽書という疑もかかるが、ほんものならば一枚の切封書式の実例となるし、もし一步譲つて「うつし」というならば、原本はこの通りといふ事にならうし、又偽書というならば、この様に通例に反することをわざわざつくるであろうか。古文書史料の研究をすすめていない私としては、以上の様な提言にとどめておく他ない。この様に、御物本消息についていろいろ考察されなければならぬ面があるが、私はその形式の面からも一応よいものとしてみとめたい。

以上、三点の円位の資料については、内容上からも、形式の面からいっても認められるものとなる。

一枚の切封の手紙を幅仕立に表装する場合には、そのままで充所と差出書とは裏面になつてみえなくなるから普通は、充所と差出書の部分を一たんきつて、これを裏返して充所と差出書がみえる様

六

つぎに、御物本円位消息は西行の真筆となるうか、否かの問題にふれてみよう。これには、先述した切封の問題や、筆蹟の点からいって、高野山の円位書状・円位懷紙の書風に比べると、比較的やわらかく見えるという様な見方からも、本消息をうつしではないかという異論も起らないではあるからである。しかし、この点は、私はその書風からいって西行の時代のものであるし、書形・筆行きの特色からしても、例えば「判志て」という字等の趣は、挿図4に掲げた安元之頃の「三位局の消息」と趣が通っているし、その時代のものとして考えたい。それに墨色の点からいっても後の時代のものとも思えない、そして横書きの段なども筆路が渋滞していないし、うつしではこの様にまで書けないとと思う。これらの点を併せ考へると、本消息は西行の真筆として認められてよいものと私は思う。

では、これら三点の円位の書についてどの様に考えるか、改めて、検討しなければならない。これ迄の私の調査の結果は、高野山の円位書状は五十七歳、一品経和歌懷紙の円位懷紙は六十三歳末より六十五歳四月の間、御物本消息は七十歳から七十二歳までの間の筆となり、大凡七年置きの三筆となる。

その書風を概括してみると、高野山の円位書状は、当時一般に見られる僧侶の書であり、円位懷紙の方は前時代的な古様な書風をのこしている。そして御物本消息は、懷紙の書風と同じ様に古風の伝

統を持ってはいるが、どちらかというと鎌倉期にうけつがれていく仮名書道をしめしている。この様に、この三点の書風は三者三様にはみえるが、特色からいって同時代的なものであるといふ点については一致していると思う。ところで、御物本の円位消息に筆蹟の上で異論を持たれる人がおられるが、それは、この三者三様の違いを言うのであろうと思う。それならば、これまで先学によつて書状と懷紙とがどの様にして西行真筆とされていたのであろうか。單にその署名に「円位」とある根本文献であるというに止まるのではないだろうか。この西行真筆とされていった円位書状と円位懷紙の署名「円位」がもし共にきえていたという場合でも、直ちに同人同筆と誰が鑑定できようか。だからこそその説明をよむと、この両者間に別人の感ありとか、懷紙と書状を書く時の相違によるかとあって、その立証には当惑している様である。このような点をみると、いま迄の二点と、新出の御物本消息の書風の違いは、多少の相違ありとうだけで、これに疑いをもつという事は早すぎはしないであろうか。私は新出の御物本消息をもととして、これまでの西行筆蹟を考えてみると、高野山書状とはまず相通ずる面があるようと考えられる。すなわち、書状の署名「円位」と、消息の「円位」とは似ている（挿図6）。又、字母の上からも御物本消息と書状とは近いし、字形からみると、例えば、書状の「大師明神」「本をば」と消息の「大神宮」「申志をかれ」（図版参照）等々、筆の入れ方まで似て同じ趣がある。この様に御物本消息と高野山の円位書状との間には何ら

かの脈絡が考えられる。

ところが、その筆線となると書状は、用筆の上からか、きつい線であるのに、御物の消息の方は筆力はやわらかく、おだやかで少しへだたりがある。

このことは、或は「贈定家卿文」に「…人に（みだれの）かきやり候ほどに、かく御らんじにくげに書付て候。おきあがり見候。ふしき挿図6 円位署名

／＼に候…」とあって、その手紙は西行が自分ながら驚くほどの乱れ書であったと記している。すると、御物本消息の型破りのみだれ書きといふことも、これによると西行にとってはゆるされそうな気もするし、その筆線のやわらかさは、西行の病中に関係しているとも考えられようか。

この様に観察してみると、御物本消息と高野山の書状との間は、距たりよりも近さの方が重くなる関連になる。このつながりでいえば、種々の資料によって、公算のますます大きくなつた高野山の円位すなわち西行ということは、御

金剛峯寺書状

では一品経和歌懐紙はどうなるか。署名「円位」は、御物本消息・円位書状の署名とは異っている（挿図6）。また、字母の面からいと御物本消息の「ふ」「き」「ミ」「な」が懐紙では、「布」「支」「み」「那」となつてゐる様に、御物本消息・高野山書状とはいささか異り、三者中異なつてゐるものである。

しかし、相合う点を考えてみると、第一に筆行きが強くきちつとしていて、この点高野山書状の筆線の強さに似ている。又、円位懐紙の「あまね」のね、「ちかひに」のに、「あれは」のは、等の筆とめが高野山書状の中に出る例え、「入道殿」の殿、「百万反」の反、等の筆とめの仕方と似た特色をもつてゐる。この筆止めのするどさは御物本消息にも求めればないわけではない。又、円位懐紙は、用筆の違いかもしれないが、強い線で書かれているが、漢字の「薬草喻品」は仮名に比べると弱く、高野山書状の漢字の様にきつさのある字ではなく、このやわらかさといったものは御物本消息のやわらかさと相通じてゐるから一面、この円位懐紙はこの消息・書状の二点に相合う点のあることも考えられる。それに、この懐紙は清く澄んだすがすがしい書である。これを一品経和歌懐紙の他の懐紙の書に比べると、ほかの懐紙は一様に気が澄まず、重く、荒っぽい書で

御物本消息

一品経和歌懐紙

ある。その中で、この円位懐紙だけが月の光に照らされたような、一種の詩情をただよわせているということは、全く異色あるものであって、当時の歌の世界における西行の存在を思うと、その特色ある性格の一面がここにあるようにも思われる。この様に想像の翼をのばすならば、また、高野山書状の筆つきには粗豪とみえる程の剛壯の気がみなぎっていることが観取されて、これ又、西行のある一面をしめしているように思われる。このような情趣的な面を考慮にいれると、これらはそれぞれに、西行の複雑な性格といったものに思いみられるることもできようか。円位懐紙は、書道そのものから傍証は未だみつけることができないが、西行はこのよう字も書いた時もあつたというような風に考えたらよいのであろうか。

いずれにしても、私にとっては、この御物本消息を知ったことによつて、高野山の円位書状も一品経和歌懐紙も西行筆と考えられる導因を得たとしたい。そしてそれのみでなく、伝称される西行の古筆切検討への展望をひらくものが、いろいろに考えられ、興味ひかれるなどを云い添えて、これらを総括した觀察について又、別の機会にゆずり、今回は以上三点の資料検討にとどめたいと思う。

筆をおくにあたつて、御物本円位消息については、宮内庁侍従職近藤武幹氏、一品経和歌懐紙は上田堪一郎氏、高野山円位書状については雲宝館長堀田真快先生に、研究のためみせていただきたり、又写真をとらせていただきました、且つ図版として掲載させていただく事について大変お世話になりましたことを深く御礼申し上げます。

又、執筆にあたつて、特別に御懇篤なる御垂教をいただきました大正大学高柳光寿氏・上智大学吉村茂樹氏・東京大学史料編纂所太田晶二郎氏・京都大学赤松俊秀氏・同 福山敏男氏・二松学舎大学萩谷朴氏・京都女子大学岡見正雄氏の諸先生、並びに斎藤弘山氏・辻彥三郎氏の諸賢には資料のことについて、一方ならぬ御世話になり、いずれもその御好意については感謝の言葉もございません。
また、最後に、所内において田中一松所長、伊東卓治先生には、この研究についてお忙しい中をさいて、始終御指導御誘掖いたきましたことを心から深謝申し上げます。

1 伝西行筆古筆切は古筆名葉集（文政七年版）には落葉切（自詠落葉ノ歌詠艸ナリ）。

月輪切（自詠御裳濯川歌合左右番付判詞アリ杉原帯）・白川切（六半後撰哥二行書江戸切ト云杉原帯）・出雲切（四半哥五首杉原帯）が挙げられているが、増補古筆

名葉集になると、この外、文切（杉原カナチラシ）・四半（後拾遺哥二行書）・四半（集末詳哥二行書作者名国名アリ）・六半（源氏）・小六半（貫之家集杉原帯）・

巻物切（朱雀院哥合ウタ二行書）と数が増し、更に現在古筆界において伝称されているものは、以上の外次の如きものがある。すなわち、一条攝政集・和泉式部統集

・一品経和歌懐紙・歌入文・雲居寺結縁経後宴歌合・詠草切・佚名歌集切・仮名消

息種々・仮名法華経切・兼実百首切・賀陽院水閣歌合・こけら経・小色紙・五首切（神祇切・三首切・針屋切・郭公切）・小大君集・斎宮女御集・書状種々・住吉

歌合・曾丹集（巻子本と冊子本の二種）・大式三位集・高遠大式集・綜切・鳥名五首切・月詣和歌集・内大臣家歌合・中務集・二首切・躬恒切・紅葉

歌入切・等々が伝称されている。又、高野日記に「西行上人みづから書き給へる山家集を周嗣つたへられるを、法勝寺僧坊の火の時焼侍りける。其後西行の筆につけたがはず書かれて侍りしを見せられ給ひしなり。書畫筆術ひとしといひしもざる事に侍る。頬朝大將の取苑草、無動寺にて見侍る。西行筆に似たり」。と西行筆蹟について伝える記録もある。

2 加藤義一郎氏著「古筆切叢説」（昭和二十三年一月刊）の西行の真蹟とされるものの目録の中に「御物消息・消息（金剛峯寺藏）・一品経和歌」とあるのが私のみた唯一の記載である。その他に尾上柴舟氏著「平安時代の草仮名の研究」、第

十二、伝西行の筆蹟の項の中で御物に藤原定家によせた住吉歌合に関するもので、「ゑん位」の明記あるものありと聞くが未見であるとそれについて述べておられる。しかし、同氏も未見の作品であり、氏の伝える内容とは相違しているから紹介とうわけにはゆかない。

3 羣書類従第八輯和歌部七十二、卷二百十七御裳灌河歌合・宮河歌合。

4 西行全集（佐々木信綱・川田順・伊藤嘉夫・久曾神昇編）、幽玄の研究（谷山茂氏著）、西行研究（窪田章一郎氏著）、西行（風巻景次郎氏著）、図書叢典籍解題続文学編（宮内庁書陵部）、群書解題第八卷等参照。

5 御裳灌河・宮川歌合判詞、長秋詠藻、西行贈定家卿文、拾遺愚草、拾玉集、古今著聞集、風雅集、（以上国歌大観、羣書類従、日本文学大系等所収）等参照。

6 俊成が西行の願いを断り切れなかつた理由の一つとして、御裳灌河歌合の判詞中にある「よの歌合の儀にあらざるよしを」の言葉を歌合としての特殊な形式のものすなわち自歌自選の初めての試みだからという意に採つてゐる説もある。しかし、この歌合は自歌合の現存最古のものではあるが、久曾神氏は、玉葉元暦元年十二月二十八日の条に見える俊成の判じた西山法印自歌合が最初のようである（西行全集解題参照）といっておられるから、西行の試みより先行するものがあるとすれば、この消息の文意からもこの場合伊勢太神宮に奉納する特殊なものと採つた方がよさそうである。

7 宮河歌合三十二番の定家判には「左右共為三旧日之重事、故不レ加レ判」として、判詞を加えないでいることは注目される。この三十二番は、鳥羽院の葬送の歌と崇徳院陵で詠じた歌を番つてゐるものである。ここに公卿社会における何か政治向の事情が察せられもしようか。

8 長秋詠藻下（祐闇本、治泉家本）に、「円位ひじり、歌どもを伊勢の内宮の歌合として判うけ侍りし後、又同じき外宮の歌合にて思ふ心あり、新少将にかならず判してとてかきければ、しるしつけて侍りける（後略）」とあるので、この歌合については俊成が御裳灌河歌合の判を記した後に、つづいて西行は定家に宮河歌合の判を依頼したところまでされているが、長秋詠藻のこの詞書の意を、自分（俊成）が判を頼まれて後、西行が又同じ心を定家に頼んだとも解されもしよし、ともかく御物消息の文意からすると、御裳灌河歌合の方は判が出来ても内宮に奉獻しないでいて、宮河

歌合の判が出来てからならび宝前に出したかったようである。製作年次からすれば、御裳灌河歌合が先であり、宮河歌合の方があとであろうが、文中、御裳灌河歌合ということで宮河歌合という言葉がなくとも相手に文意を解させることができる点からしてもこの歌合は一具一聯のものと思われる。

9 内容上から、俊成・定家でないことはわかるが、いずれにせよ西行・定家共通の知人で定家に対して勧告位はできる人であろう。槐記（本文三八頁参照）では俊成宛にあてるが未詳とする方が穏当と思う。

10 定家の加判成立時期については、宮河歌合の跋の本奥書に「文治五年八月日書写

之。清書伊經朝臣云々。銘左大將殿。此本。烏丸殿御本申請也。（羣書類従本）とあるので、この時までに成立されていたことになっている。しかし、これには異伝があつて、拾玉集五、定家慈鎮贈答歌奥に「（上略）その判（宮河歌合）の奥書に久しう拾遺にて年へぬるうらみなどをほのめかしたりしに其後三十日にだにも足らずやありけむ程なく少将になりたればひとに御神の恵と思ひけり上人も判を見てこの恵に必ず思ふこと叶ふべしなど語りしに詞もあらはになりにけり（下略）」と慈鎮はしるしてあり、又拾遺愚草下雜、西行定家贈答歌奥に定家は「（上略）と申し送り侍りし頃少将になりてあくる年思ふ故ありて望み申さゞりし四位して侍りき」といつてゐる。定家少将になったのは文治五年十一月十三日二十八歳、四位には翌年正月五日、すると少将になる三十日足らずの間は、即ち十月頃に定家判成った事となり八月説とは一寸異なる。長秋詠藻下 俊成詞書に「（上略）新少将にかならず判してとかきければしるしつけて侍りけるに其年去年文治五年河内弘川といふ山寺にて煩ふことありと聞きて急ぎつかはしたりしかば限りなく喜びつかはして後すこしよろしとて年のはて京にのぼりてと申し、程に二月十六日なむかくれ侍りける（下略）」とある。これも加判成立が十月頃であつたら、年の暮に京に上りたいという希望も丁度頃合かとも思うが。しかし拾玉集伝本には善本がないようであるし、或は三十日足らずは三カ月足らずの誤写かもしけず（しかし、青蓮院本拾玉集にも「三十日たらず」になつてゐる）—ここで異説をいうつもりはないが、只現存拾玉集伝本よりすると八月説に対しても考慮されようかと、一寸附加して置く。

註10 参照。

11 羣書類従第六輯消息部卷百四十三「贈定家卿文」。この文については、西行が病

中の返事としては、余りに長文でありすぎるし、内容上通解に苦しむ所もあって、更に慎重な考究を要するものと私は考えている。尙、定家加判後、西行が或人にそ

の事についてつけた消息もあった事は、東野州聞書・井蛙抄にみえる。

槐記第二、槐記続編第三（史料大観本）参照。

13 「御茶湯之記」に、御掛物、西行御製瀧消息と記してあるもの

享保十年十月八日、御口切茶会、刑部（長之）、宗也

同年 十一月十一日、一門様（一条院門跡）、古拙和尚、上総介

同年 十二月五日、上田養安、道安

同年 十二月七日 大徳寺芳春院笠嶺、寸松庵童嚴

同年 十二月十一日 左馬頭、主殿、

同年 十二月十三日 道正庵、御園意斎

享保十九年の奥書のある御道具目録に左記の様に記されている。

△定家仮名文 同年九春從御本殿來同年七八日又御本殿ニ被遣

△西行仮名文 同所

札悟、御掛け、西行御製瀧川の事

貴重図書複製会（昭和十四年二月発行）「一品経和歌懐紙」参看。

端作は、詠二首和歌（季能・寂念・宗圓・能盛・勝命・覚綱・有家）、詠何品

歌（兼覚・隆親・広言）、詠方便品心和歌（頼輔）、詠神力品如日月光明心和歌（重

保）とまちまちで、円位、師光、寂蓮は端作もなく直ちに題を書いている。位置も

官職を記しているもの（頼輔・季能・隆親・能盛・広言・有家）又、身分の明記の

ないもの（師光・重保）、僧位の署名あるもの（兼覚・宗圓・寂念・勝命）と、ない

もの（円位・寂蓮・覚綱）とある。歌の行数も大体三行書であるが、三行目は一句

のもの、一句以下のものもあり、又四行目にわたっているのもある。

19 山槐記 治承四年十二月二十一日の条

除目の事の段に河内守隆親（元司磨前）とあり、大日本史には、河内守隆親○姓國治承四年十二月任とある。

宮内庁書陵部・桂宮本叢書第五巻、私家集五、頼輔集参照。

21 白字法帖の奥には

『寛政七年（一七九五）

一乘法宮御懐紙拝見経裏

薩戒記永享六年（一四三四）十月一日要取押件一品経和歌予當勧持品先日詠送之其

懐紙為経料悟「経亮」

たちハなのつね春けうしのみつかきし経事」うちの懐悟乃うつしは小にし直かたかえさせ」たるまゝこたひ板にえらせてれなし心に」いにしへふりをこのめる人々

につたへんとなり』

乙瀬人「松居」

とあって、寛政七年に橋経亮のいう経裏懐紙を小西直方のうつしをもつて法帖にしたということがわかる。そしてこの文章は橋経亮の、梅窓筆記（文化二年一八〇五年刊）、経文題和歌懐紙の項に、「経文ヲ題ニシテ歌ヲヨメルトキ懐紙ニ經ヲ料紙トスルコトナリ。薩戒記、永享六年十月一日、要抑件一品和歌、予當ニ勧持品、先日詠之送了、懐紙為経料紙」、トアリ。南都一乘院宮御藏経文題歌西行寂蓮ソノ外当時人二枚ノ懐紙ミナ経文ノ裏ニカケリ、ソノ外古筆ニ多ク経文ノ題ノ歌ヲ経ノ裏ニカケルアリ、予家ニモ日野左大臣勝光公経文題懐紙ヲ藏セリ経ノ裏ナリ。」とある中の一部の文と重複している。尙、寛政七年という年次は梅窓筆記からは出なく、白字法帖によって伝えられる年次である。

22 懐紙の中、全部（有家の分は未見の為除く）紙背に字があつた事は判るが、削つたあとある中で、円位懐紙が一番よくみえ、次に、広言、季能のある部分がわかる。

23 円位懐紙のみは、中央折目が表装の際、平らにされてはつきり見えない。

24 円位懐紙の本紙（裏打を除く）の左端一・二欄程中央に入った所に上部は天より五・二欄と七・五欄、下部の方は地より四・二欄と六・四欄程のところに約二・二欄間隔のとち穴のあとがみえる。そして懐紙の中、覚綱、季能、隆親、兼覚、寂蓮は四部分のとち穴はつきりみえ、他の懐紙は二、又は三部分の穴がみえる。

25 料紙の破損、しみの状態が料紙中央折目と思われる筋をもととして、左右それぞれ七欄・九・五欄位にまたがり、天より七・五欄・八欄位紙の内に地図の様にしみが出来ている（隆親・能盛・師光・重保・頼輔・季能・宗圓・兼覚・勝命の料紙参考）。又、寂蓮、勝命、広言懐紙は料紙中央上部の折目をもととして紙の内に裂けて入っていること、兼覚の中央折目には歌の文字がのっている等、これらの様子か

ら、これはもと冊子本であったと思われる。そして、しみのひどいもの程、冊子本の時の外側にあつたものと思われる。

26 本懷紙は帖仕立にする際、冊子本のときの天地両端の截断による不揃い、或は朽損の部分を整える為添紙（すなわち裏打）をつけて大体同じ大きさに仕立ててある。尙、頬輔、勝命、能盛の下部のへりと重保の上部のへりの添紙に字がある。

27 頬輔—述懷—まちつけてはなみるはるのなかりせばをりにもあはでやみやしなまし（以下略）。

28 述懷という題が初めて歌合に出るのは、大治三年八月神祇伯顯仲の西宮歌合、同年九月の南宮歌合、住吉歌合に「月寄述懷」とあるのが一番古く、それより少し前元永二年七月内大臣忠通歌合の晩月二番の判詞に「左歌述懷の心也歌合にはよまずとぞうけたまはる」とある。その後、永暦二年清輔歌合、嘉応二年住吉歌合、承安二年広田社歌合、治承元年三井寺新羅社歌合、同二年別雷加茂社歌合、治承三年兼実歌合、某年兼実歌合等々にあつて、その頃には述懷が題詠となつて歌合に登場しているということを萩谷先生よりお教えいただいた。

29 例えは、遺存されている和歌懷紙でその例をあげると、正治元年（一一九五）秋頃とされている「月、鹿、述懷」を題詠とした、秋夜陪住吉社壇同詠三首倭歌といふ藤原通具の三首和歌懷紙があり、その述懷の歌は、「我ひとりしづみやはせむむかしよりたえぬながれのいまをみるには」である。又俊成住吉切述懷三首などあり、その歌は「いかにせんこゝろのみづにみくさみてすむべき月のゆくるなき身を（以下略）」等、これらも所懷をのべたものである。

30 和漢朗詠集（十一世紀初頭）に「述懷」と「懷旧」とは別な題としておさめられ、その歌をここに引けば、

懐旧—よのなかにあらましかばとをもふひとなきはおほくもなりにけるかな
述懷—なにをしてみのいたづらにをいぬらんとしのもはんこともやさしく

とあつて、この様に一方は故人をしのび、一方は所懷をのべている。この様な差別の意識があつたと考えられる事は、「……八月廿日定家卿の遠忌に仏事などして人々歌よませ侍りけるに、秋懷旧といふことを」前參議為相一廻逢ふ秋の八月のはつかにもみぬ世をとへば袖ぞ露なき（玉葉十八雜五之三八七）、「前中納言為相の七年の遠忌に藤原為秀朝臣、一品経供養しけるついでに秋懷旧といふ事を」—歌略—（風

雅集十七雜下1977）、「前大納言為定の十三回に一品経すゝめ侍りしついでに、懷旧を」—歌略—（新後拾遺十七雜下1461）その他玉葉十七雜四之三四、新後撰十九雜下1533・1536等々）によつても判る。又、後世の例として、太田晶二郎先生より、東京大學図書館B31/2271 写本歌書（無原題）に

（永正十年四月一日後成恩寺閑白舟三廻追善之

詠妙法華經序品 和歌 徒一位冬良（歌略）

懷旧 ながらへてあふもおもへたらちねのおやのまもりとしたふ今日哉

詠法華經授記品和歌 正二位実隆（歌略）懷旧（歌略）とか、又、（享禄二三月廿日肖柏追善 詠二首和歌に釈教と懷旧）の歌題で詠ぜられているもののある事を

御教えいただいた。

31 「法性寺」とは忠通の寺、法性寺殿といえば忠通、後法性寺殿は兼実をいうから九条家関係となる。忠通薨じてその周忌の法会を法性寺において行なわれてゐる事は玉葉に明らかであり、その御女の皇嘉門院の御所が焼けた時にはここに移りすんでいた事もわかる。皇嘉門院は御父のため法性寺で忠通忌を行い、これには頬輔も加わっている。「法性寺会」をはこれらの事からいろいろかけて類推も出来る。しかし、又、種々の歌の詞書によると法性寺殿にて歌会の行なわれてゐる事もわかり、教長のみでなくさまざまに臆憶もできようが、文献未出のため、本懷紙の「法性寺会」については未詳とする他ない。

32 新出の少納言有家懷紙は史料編纂所で大正十一年六月七日写真撮影し、それに藤原有家自筆和歌懷紙と題して、又「公爵九条道実氏旧藏、保阪潤治氏持參」原寸（縦九寸二分 横八寸五寸七分）と記されている。帖の内容から二帖あつたとも考えられ、新出の有家一幅は散逸した方の一帖かとも考えられるが、私はこの有家懷紙については、名古屋方面にあるとのみ知るだけで、实物をみていないので、とち穴があるか否か不明である。

33 書陵部九条家文書に或はその資料がみられないとも限らないので断定はさし控えられない。

34 尚、円位署名について、一見、円経、円俊などと読めないこともないので顕微鏡写真でみた所、繊維の足の長い紙で、名前の部分だけよれてゐるもので、円位とよめる事がわかつた。

35 千載集十九、祝教歌、授記品の心をよめる右京大夫季能「みくさのみしげきにじりとみしかども、さても月すむ江にこそありけれ」国歌大観本。

36 覚綱集（宮内庁書陵部桂宮本叢書第三巻私家集三）に、詞書、述懐「うき身には秋のをやまだほにいでゝ、かりにもすべきおもひてぞなき」

37 これまで月詣集の作者である事の他はわからなかつた覚綱については、書陵部藏・孤本山家歌合の作者注に「大法師覺綱（大夫公馬助入道範綱子）」とあるので、藤氏長良流の範永の末孫、延暦寺の僧であることがわかつた。桂宮本叢書私家集三、覚綱集解題参照。

38 西行は歌合には出席した記録がみえない。ただ、八条院の女房虫合と二条院の貝合に代作していることが、山家集詞書によつてしられるがこの場合でも出席はしていない。又、歌合にのせられている文献は治承三十六人僧俗の歌仙歌合のみである。しかし、この歌合には故人が含められていたり、歌合そのものについて吟味すべき点がいろいろあるという。だから実際に歌合に出席したという記録には六ヶし

いであろう。西行が歌合に出席している例が求められないとすると法性寺会に加わっていることは、西行にとっては少ない例の一つとなる。

39 「史微墨宝考証」第二編、第一巻二四（明治二十二年十二月刊）

40 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書之一、「宝簡集卷二三の二八三」、三〇六頁参照（明治三十七年六月刊）

41 「更訂国史の研究」各説上、三四二四頁参照（昭和七年六月刊）

42 尚、平重衡については、史料大成本山槐記の治承三年十二月十五日の条に、「左中将兼東宮亮重衡朝臣辞申中将、被下辞書云々、任並相事禪門不請、仍辭退云々」とあつてこの時中将を辞している。そして治承五年五月になつて再び還任している（吉記）。にもかかわらず、史料大成本山槐記治承四年二月二十一日践祚御譲位の日、院の別當に補せられたものの中に「正四位下行左近衛権中将平朝臣重衡」とある。

これを信用すると重衡は治承四年正月二十八日蔵人頭に補せられているのであるから、この治承四年二月の時は重衡が頭中将ということになるが、東京大学図書館G27/230写本（「三条文庫」旧蔵）山槐記には「正四位下行 平朝臣重衡」とあって「左近衛権中將」は空白になつてゐるから、史料大成本山槐記にみえるこの六字は意をもつておぎなつて誤をおかしたものであらう。又、念のため、山

槐記、吉記、吾妻鏡に当つたが、頭亮重衡朝臣、藏人頭、平氏大將軍頭亮重衡朝臣等とあつて頭中将とよばれていない。

43 源通親は參議になるまでは山槐記によると、頭中将通親朝臣とか、藏人方頭中将通親とか呼ばれていたのが、治承四年二月二十日、三月二、四、五、十七、十九日とか四月十七日の条になると新宰相中将通親とあり、又吉記治承四年四月二十二日にも新宰相中将通親、二十六日源宰相中将通親、二十七日參議通親朝臣と呼ばれて前からのくせで頭中将と呼ばれている事は見当らかつた。

44 安芸と書き直したもとは阿伎

45 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一、「宝簡集二十三 蓮華乘院御寄附」二七九前斎院序下文 三〇一頁参照。

46 同右、「宝簡集二十三 同」二八六前斎院序寄進状 三〇九頁参照。

47 註61参照。

48 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一、「宝簡集二十三 蓮華乘院御寄附」二八〇五前斎院御寄文 三〇一頁、同 二八一春日局消息三〇二頁参照。

49 玉葉 吉記 頤広王記 百鍊抄 北院御室日次記 参考源平盛衰記等参照。

50 挿図1参照。

51 目前・國懸宮は長寛二年焼失後（百鍊抄）、安元元年正殿の大破、修理のことがあり（玉葉）、十二月造宮中（公卿補任）、治承三年六月宮殿造営日時が定められ（玉葉、延喜式）、養和元年十一月遷宮されている（吉記、続左丞抄、公卿補任）。

52 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之二、「続宝簡集十四御影堂納帳 目録」二五四金剛峯寺調度文書目録上断簡（寛元四年午五月日）免除日前宮役状十六通庄々追筆「[前]前宮役免除宣旨正文」治承二年戊戌六月在金剛峯寺一箱

53 嘉応二年～安元元年九月の間とする左中弁長方の後白河院院宣・高野山文書之一「宝簡集二十六 荒川与田仲相論」三五二後白河院院宣

治承二年三月免除の御教書案・高野山文書之二、「宝簡集五十四 雜々」六八八僧仁曜書状案（又ハ三）

治承二年十二月荒川庄造功免除の令旨・高野山文書七「又続宝簡集 八十四 安楽河庄雜集一」一五三五 藤中納言頤頬御教書案、同 文書五「又続宝簡集五十四 万供

張文弁南院本尊免等)」一一〇三藤中納言家御教書案

治承二年二月課役免除の宣旨案・高野山文書之五(又統宝簡集四十一 古文書雜々)

七〇一 藏人頭藤原光能書状案

治承三年三月神野真国造宮役免除の下文案・高野山文書之七(又統宝簡集八十七

三箇庄文書二)

一六一 高野山下文案

54 国書刊行会本玉葉 安元元年八月二十六日甲戌の条参照、第一、四六九頁

ク

玉葉 安元元年九月五日癸未の条参照、第一、四七二頁

「日前国懸両神宮文書」史料影写 3071. 66/D

安元年六月一日、九月二十八日の条参照

55 統左丞抄、書陵部藏壬生家古文書(古事類苑、平安遺文ニヨル)、日前国懸庄々請文案等参照。

高野春秋七 安元元乙未六月二十四日・治承元丁酉年三月二十三日の条、紀伊続風土記四 蓮花乗院の項参照。

56 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一(宝簡集二十三 蓮華乗院御寄附 二八一 春日局消息 三〇二頁「みなへの本さう新きう、かうやのれん花せう院に、まいらせさせおハします、御ふみ御券とりくして、まいらせさせおハします、(中略)、大本はうのひしりの、おほせられをきたらん定にたかはす、、へのよまであるへきなりと、おほしめして候なり(中略)、大本はうの日しりの御はう、よくくはからひおほせられをかせ給へし、安元三年六月廿二日」参照。

57 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一(宝簡集三十六 蓮華乗院 春日殿 御寄文訛文宥快御直筆) 四三六 春日局消息案 四七二頁参照。

(端書)

蓮華乘院 安元三年六月日
(奥書)

春日殿御文

於齋院御前書之

南部庄寄文

(省快私書之)

春日殿御かたとあるハ母儀(春日殿)の御事なり、

大本房の聖とあるハ西行なり、円位大本房といふなり

春日殿御状なり、齋院の母儀なり、この御状よミにくくして、左右なくよミひらかす、仍両三人より合て、様々よミときてうつすなり、これをもて志る

へとしてよむへし、」応永十五年子九月廿二日 右学頭宥快(花押)

58 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之二(統宝簡集十六 金剛峯寺調度文書目録)

二五七 金剛峯寺調度文書目録下(寛元四年丙午五月日)三九七頁参照

59 大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之三(統宝簡集六十二 文書目録上・下)

五一三 金剛峯寺御影堂奉納文書新定目録下 九箱南部庄(嘉元三年乙巳八月日)

三五一頁参照。

60 五辻斎院は賀茂斎院記には脱漏となつてゐるが、玉葉、本朝皇胤紹運録等によれば鳥羽帝の皇女頌子内親王の御事で、承安元年六月二十八日賀茂斎院ト定、八月十四日依病退下していられ、その後、院寺宮を猶子とされ(吉記)、後御出家(山槐記)、承元二年九月十八日六十四歳で薨じておられる。

61 春日局は、今鏡八(みこたちらぐの御子)「……又徳大寺の左のおとゞの御むすめとて、とばの女院に候ひ給ひけるも、女三のみ生みたまひて、かすがのひめ宮ときこえ給、冷泉の姫宮と申にや、その母を春日殿と申すなるべし……」とか、本朝皇胤紹運録によると、左大臣実能公の養女で、鳥羽院の後宮に入つて、五辻斎院の母となられた御方である。そして蓮華乗院建立や庄園寄進については尽力された方である

ことが高野山文書によつてしられる(註56参照)。尙先に本文に掲げた建久五年前斎院厅寄進状にある故禪定大夫人を何人に宛てるかはいまだ詳にする事ができないが、史微墨宝では、「どうした事か故禪定大夫として、「これは西行と謂ふ、蓮華乗院は其創立なることも証すべし」と記しているのは全くの誤である。この草創されたという故禪定大夫人を五辻斎院にあてようとする、この時はまだ生きておられたので宛てられず、その母の春日局にあてると、吉記には、治承五年六月六日春日殿周忌とあつて、この建久の文書の時にはこの春日局は薨じておられるので、成はこの方にあてられることもできるが、禪定大夫人といわれる様な、出家された事が判らないので今暫く誰に宛てるかを措く。

62 古今著聞集卷十五、台記康治元年三月十五日の条参照。

63 一品経和歌懷紙は、円位の懷紙に述懐の題がなかつたりして、その他形式上不備があるので、——西行は或は当座にいなくて送つたのではないかという人もあるが、——当時はまだ和歌懷紙の書写形式が草創期に当ると考えられるから、形式上の不統一という事はある程度ゆるされよう。

64 京都大学藏兵範記仁平二年正月、同三月紙背板名消息

図 版 要 項

66 書きあげた本紙を、料紙尾端より字面内側にして折り畳み、首端下部を細くぎり切封の手紙としたもので、首端である右辺の裏側に当る部分が、現在でいえば封書の表紙となつて、ここに充所と署名を書いたものである。そこで、本消息を拡げて一幅の掛物に表装する場合には手紙の表て書き、即ち充所と差出書即ち署名は本紙の裏面となつてみえなくなるから、その充所と署名の部分を縦長の細片にきつてこれを裏返し、すなわち字面を表向にして、それのあつたとの場所に貼りつけるので充所・署名は紙の右に並び、一枚の切封の場合は、その部分が一旦きられて貼りつがれるのは当然の結果となる。ところで、この消息は、充所が断爛しているので、普通例の様にすることができない署名の部分が恰好悪くはみ出ることとなるので、本紙をきり込んで署名の部分を貼り込み一幅としての体裁を整えたので、この様に署名の部分が切り込んだ形となつたものである。したがつて、本紙のもの長さは現在の紙の長さよりも、もう少し長かつた筈である。その様に復原してみると、この本消息の料紙は当時の普通の紙の長さに匹敵する事になる。

一 東南院文書紙背仮名消息断簡 正倉院御物

紙本墨書 卷子装 全長六四・一厘ノ内第二紙 一九・二厘

紙綻大凡二八・七五厘（）二八・九厘

二 東南院文書延喜五年十一月二日付因幡国司解案 正倉院御物

紙本墨書 卷子装 全長六四・一厘 紙綻大凡二九・五厘（）二八・七厘
一一 伊東卓治「正倉院御物東南院文書紙背仮名消息」参照

三 円位仮名消息 一幅 御物

紙本墨書 掛幅 橫豎 三〇厘

四七・八厘

横豎

四 円位一品経和歌懐紙 一幅 京都 上田堪一郎氏藏

紙本墨書 掛幅 橫豎 二七・三五厘

四七・四厘

横豎

五 円位書状（宝簡集二三卷所収） 和歌山 金剛峯寺藏

紙本墨書 卷子装 橫豎 八七・二厘

八七・四厘

横豎

三一五 田村悦子「西行の筆蹟資料の検討」参照

——御物円位仮名消息をめぐつて——

67 日本の古文書 上 第三部 中編 古文書の形様 四書札様文書の封式 参照。
68 本消息を或は「うつし」かと料紙の点から疑われる原因是、古い礼紙の反故を利用した場合、本消息の様に紙背に切封のある一枚の切封書状という特殊な形となるからである。しかし反故とされた切封の礼紙を使つたものとする、そこにはもとの充所と差出書があつた筈であるから、その部分は切りとられて利用されたこととなり、その上新しく書かれた円位署名分をきりとるとなると、切封の現在位置が問題となる。もとの署名、充所、の分が削りとられた上に、先の註で考えた複原形式を以つてするとそれでも猶且つ切封の位置が現状のところにくるはずがないよう思ふ。